

令和8年度
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号
(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号)
の規定に基づく随意契約

ここに発表する内容は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する者との随意契約及び同項第4号の規定に基づく随意契約（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に規定する者との随意契約及び同項第4号の規定に基づく随意契約）について、甲賀市財務規則第128条の2の規定に基づき公表するものです。

この時点で発注が想定されない業務等、概要が未定の業務等については記載しておりません。

このため、この公表以後に内容が変更になる場合、公表以後の状況の変化により発注されない場合、またはここに公表されていない業務が発注される場合があります。

甲 賀 市

